

桜井市芝運動公園総合体育館照明設備整備に係るリース仕様書

1 目的

芝運動公園総合体育館アリーナの既存照明設備をLED照明に切り替える事により、消費電力の削減に伴う温室効果ガスの排出削減及び維持管理の軽減を図ることを目的とする。

2 概要

(1) 対象建物及び設置場所

- 芝運動公園総合体育館アリーナ（桜井市大字三輪元馬場方 686 番地）
2階観覧席及び卓球練習場含む

(2) 貸借物品

- ア LED照明器具本体及び付属品
- イ 設置作業及び設置作業に必要な資材
- ウ 撤去した既存照明器具の廃棄業務
- エ 貸貸借開始後の維持管理

(3) 数量及び設置場所

設置場所ごとに別紙1「LED照明仕様一覧表」（以下、別紙1）を基に積算すること。
別紙2に参考資料として竣工当時の図面等を添付する。

(4) 設置期間：令和8年7月1日から21日

※半導体資材不足などの市場環境に影響を受け、やむを得ず設置期限の日程延長が必要となる場合は、工事期間中に発注者に申し出て、協議のもと決めるものとする。

(5) 貸貸借期間

令和8年8月1日から令和13年7月31日（60ヶ月）

※やむを得ず設置期限を延長した場合は、発注者と協議の上で貸貸借契約開始月を決める。但し、債務負担を設定した期間、金額を超えないものとする。

(6) 貸貸借契約期間満了時の取り扱い

貸貸借期間満了後は、発注者（桜井市）へ無償譲渡するものとする。

(7) 仮使用期間

仮使用期間中に天変地異等の製品起因以外の不良が起こった際は別途協議とする。

3 履行内容

(1) 照明器具（物品）の調達

照明器具及び光源は、未使用品であること。また国内メーカー一品であること。

(2) 既設照明設備の撤去及び廃棄作業

(3) LED照明器具の設置、動作確認作業

(4) 貸貸借期間中の維持管理

(5) その他本工事に伴う必要な物品及び作業

4 適用規格及び参考規格

本仕様書において規定されていないものは、以下の規格等を適用する。

(1) J I S 規格

- | | |
|---------------|---------------------------------|
| JISC62504 | 一般照明用LED製品及び関連装置の用語及び定義 |
| JISC7801 | 一般照明用光源の測光方法 |
| JISC8105-1 | 照明器具－第1部：安全性要求事項通則 |
| JISC8105-2-2 | 照明器具－第2－2部：埋込み形照明器具に関する安全性要求事項 |
| JISC8105-2-22 | 照明器具－第2－22部：非常時用照明器具に関する安全性要求事項 |
| JISC8105-3 | 照明器具－第3部：性能要求事項通則 |
| JISC8105-5 | 照明器具－第5部：配光測定方法 |

JISC8106	施設用LED照明器具・施設用蛍光灯器具
JISC8121-2-3	ランプソケット類－第2－3部：直管LEDランプソケットに関する安全性要求事項
JISC8147-2-7	ランプ制御装置－第2－7部：非常時照明用制御装置の個別要求事項
JISC8147-2-13	ランプ制御装置－第2－13部：直流又は交流電源用LEDモジュール用制御装置の個別要求事項
JISC8152-2	照明用白色発光ダイオード(LED)の測光方法－第2部：LEDモジュール及びLEDライトエンジン
JISC8152-3	照明用白色発光ダイオード(LED)の測光方法－第3部：光束維持率の測定方法
JISC8153	LEDモジュール用制御装置－性能要求事項
JISC8154	一般照明用LEDモジュール－安全仕様
JISC8155	一般照明用LEDモジュール－性能要求事項

(2) JEL規格

JEL600 光源製品の正しい使い方と表示事項

(3) JLMA規格

JLMA500 LED関連試験規格のJNLA認定技術基準

(4) ガイドライン

ガイドB 005	改正ランプ及び制御装置・製品アセスメントマニュアル
ガイド010	直管LEDランプ性能表示等のガイドライン
ガイドB011	高品質照明用LED光源の性能要求指針
ガイドA102	照明器具の銘板等の表示
ガイドA134	LED照明器具性能に関する表示についてのガイドライン

(5) 電気用品安全法(PSE)

電気用品安全法上の技術基準の内容に準拠するものとする。

5 照明器具(物品)仕様

(1) 共通

- ア LED照明器具は、別紙1に示す仕様を満たすものを調達すること。
設置場所は別紙2に示すとおりとする。但し、竣工時のものであり、現状は変更されている場合がある。
定格光束(1m)は規定値以上、消費電力(W)は規定値以下での応札は認める。落札後、発注者より要求があった際は、設置前に設置予定品が当仕様の条件を満たしている事を示すカタログや仕様書を提出し発注者の承認を得ること。
- イ 高天井形のLED照明器具は、日本照明工業会がホームページに公表するJIL5004「公共施設用照明器具」の「高天井形」に登録対応器種を持つメーカーの製品とすること。
- ウ ISO9001(品質)の認証取得工場で製造していること。
- エ ISO14001(環境)の認証取得工場で製造していること。
- オ 照明器具には、当契約の賃貸借物品であることを表記したラベル等を付し、仕様について落札後に発注者と協議の上決定すること。

(2) 高天井形

- ア 電源を器具に内蔵した製品とすること。
- イ 既設オートリフタの電源ケーブルを分電盤の端子にて切り離し、分電盤より抜去すること。
- ウ 既設オートリフタ及びオートリフタ制御盤は、撤去すること。
- エ 光源(LED)寿命は、点灯時間60,000時間(光束維持率85%以上)の製品とすること。
- オ 照明器具には、ワイヤーで脱落防止処置を講ずること。

カ 耐震クラス S2 以上であること。

(3) 調光に関して

製品に関して、以下の仕様を満たすものとする。

但し、既設の操作パネル（総合体育館事務所に設置）を流用する場合も可とする。その場合以下のイ、ウ、エ、オ、カ以外の仕様を満たすものとするが、現状の機能を制限するものであってはならない。

ア 調光方式は個別調光制御が可能なものとする。

また、1/3面点灯・半面点灯・全面点灯が可能であるなど、競技用途に応じて 10 以上のシーン制御ができることとする。

イ 操作方式は、操作の簡便化の観点から壁スイッチ及びタブレット端末から、照明設備直下ではなく体育館事務所からの操作を可能とする仕様とすること。

※リモコンでの操作は不可とする。

ウ 通信制御範囲は、制御機器から照明器具まで 15 メートル以上とする。

エ 無線調光用受信機は、安定した通信環境を実現する観点より専用電源とし、既設分電盤から新規配線を敷設すること（コンセント給電が可能な場合は、既設コンセントの活用も可）とする。

オ 混線を避ける為、2.4GHz なら使用する無線のチャンネルは変更可能であることとする。

カ タブレット端末を導入する場合は、避難所利用も想定し、タブレットでの個別制御が可能であること。

キ 対象施設は、第 85 回国民スポーツ大会、第 30 回全国パラスポーツ大会の競技会場として予定していることから、多数の競技に対応できるよう床面での照度は 1,000 lx 以上を基準とすること。

また、当該国スポ大会・全パラ大会では卓球が開催されるので、競技基準を満たすこと。

詳細は奈良県ホームページを参照。

https://www.pref.nara.jp/secure/284092/7_2sskijyun.pdf

(4) その他

照明器具は、納品前に納入仕様書を提出し、発注者の承諾を得ること。仕様書を満足しない場合、契約不履行となることから留意すること。また、その際仕様について、発注者より追加要望等がある場合は協議を行うこと。

6 工事（設置）仕様

- (1) 契約後、速やかに工事計画書（工程表、作業体制、安全管理計画等）を提出し、発注者の承諾を得ること。
- (2) 設置前に現場調査・回路調査等を十分に行い、作業を実施すること。調査等において仕様書との相違を発見した場合には速やかに発注者へ報告し、内容について協議すること。
- (3) 設置作業に使用する雑材は全て新品とする。
- (4) 作業範囲は養生すること。また必要に応じて、通路や資材置場なども各部養生すること。
- (5) 設置作業にあたっての安全管理については、事前に打合せを行い、落札事業者の負担で安全確保に必要な措置を講じること。
- (6) 設置作業において発生する軽微な工事、補修等については、本契約の作業範囲として実施し、その範囲については発生時に協議の上決定すること。
- (7) 停電等、運営上必要な機能を停止する場合は、事前に発注者と日程等を調整し、事故、紛争等を防止すること。
- (8) 搬入・搬出経路については、施設管理運営上の支障に留意し、発注者の承諾を得ること。

- (9) 作業車、運搬車等の車両の駐停車場所や、資材置場、荷捌き場、搬出物の仮置場等の対象施設敷地内における必要な場所の確保については、事前に発注者の承諾を得ること。
- (10) 設置期限は、2 (4) に記載のとおりで、作業時間は落札後に発注者と協議する。ただし夜間作業となることも想定して応札とすること。
- (11) 設置作業の前後に当該照明回路の絶縁測定を実施し、作業による絶縁劣化等がないことを書面にて報告すること。
- (12) 設置後、照度測定を実施し、その結果を書面にて報告すること。
- (13) 本仕様書に記載しない事項については、公共建築(改修)工事標準仕様書（電気設備工事編）最新版／国土交通省大臣官房 官庁営繕部監修により補完する。
- (14) 設置作業に関して本仕様に明記のない事項に疑義が生じた場合は、発注者と協議すること。
- (15) 万が一工事中における事故及び損害が生じた場合は、落札事業者により負担し解決すること。

7 物品の保守等

- (1) 保証期間は賃貸借満了までとし、その間に生じた不点灯や不具合等に係る費用（器具交換、部品交換、出張料金等）は落札事業者の負担とする。保証期間経過後の費用は発注者の負担とする。賃貸借期間終了までの間、LED照明器具が正常な状態で使用できるよう保守等を行うこと。
- (2) 賃貸借期間中の不点灯及び照度低下（基準値以下）、原因不明の不具合等は、受注者の責任及び費用負担において速やかに交換又は補修を行うこと。
- (3) 自然災害等によるLED照明器具の不具合を補填するため、保険（動産総合保険等）に加入すること。また、LED照明器具に不具合が生じた場合は、保険等を適用し、速やかに交換・補修等の処置を行うこと。ただし、保険金の支払金額で修繕費が不足する場合は、受注者の負担とする。
- (4) 保険適用外事項（恒常的な雨漏り、地震、テロ等）により照明器具に不具合が発生した場合の修繕の費用負担は、損害等の状況を確認し、発注者及び受注者で協議のうえで決定すること。
- (5) 当初設置したLED照明器具と交換する予備品は保守の対象とし、受注者が納品すること。なお、滅灯した照明器具は受注者が処分することとする。
- (6) 設置作業終了後、不点灯や不具合等が発生した際の緊急連絡先、担当者等を記載した保守管理体制表を速やかに提出すること。

8 物品の移動等

- (1) 発注者が照明器具の設置箇所を変更するときは、発注者の負担により物品の取外し、設置・調整を行うものとする。
※国民スポーツ大会等の競技基準を満たすため、対象施設の改修工事を令和10、11年に予定しているため、改修工事の内容によっては物品の取り外し、保管、再設置等が想定される。
- (2) (1)にあたり、機器の取外し、設置・調整は落札事業者が行うこととする。費用については発注者と別途協議とする。

9 その他、特記事項

- (1) 賃貸借期間の開始は、2 (5) のとおりであるが、設置した箇所から順次、器具の仮使用を認めること。
- (2) 落札事業者は動産総合保険に加入することとし、万が一、事故が発生した場合は速やかに損害をてん補するものとする。動産総合保険の費用については、賃借料に含めるものとする。
- (3) 設置作業に必要な電力やトイレ・水道等の設備は無償で使用できるものとする。

- (4) 撤去した機器等に PCB が含まれているかを検査し、基準値を超える PCB が含まれていた場合、速やかに発注者に報告し、指示を仰ぐこと。基準値以下の場合、廃棄すること。
- (5) 施工後、発注者による検査で指摘事項等があった場合、速やかに対応すること。
- (6) 機器等の操作方法について、社会教育課職員及び桜井市体育協会職員に研修等を実施すること。

10 提出書類

受注者は機器の設置にあたり、以下の書類を発注者に提出すること。なお、それぞれの書類の提出時期は下表のとおりとし、設置工事完了後に各提出書類を電子データ化した DVD の媒体も提出すること。

番号	提出書類	提出時期
1	着手届	契約締結後から 14 日以内
2	緊急連絡先名簿	工事着手前
3	実施工程表	工事着手前
4	施工計画書	工事着手前
5	LED 照明リスト	工事着手前
6	施工体制台帳	工事着手前
7	設置作業員の必要資格写し	工事着手前
8	機材使用願い・納入仕様書	機材発注前
9	機材納入報告書	検査時
10	工事写真(施工前・施工後)※箇所は協議	検査時
11	照度測定(施工前・施工後)※箇所は協議	検査時
12	現場発生品調書	撤去作業完了時
13	工事完了届	設置工事完了時
14	仮設計画書・停電計画書等必要とする書類	隨時
15	操作説明書	検査後
16	その他発注者が必要と認める書類	隨時